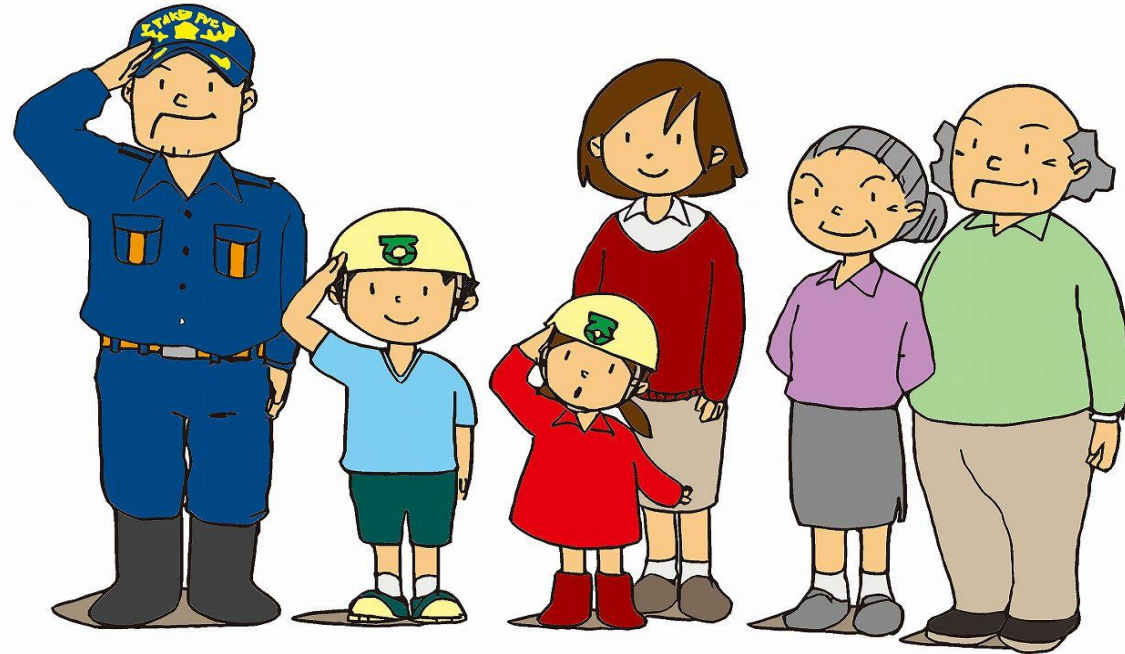


武雄市地域防災計画の修正概要



令和5年4月25日（火）

武雄市 総務部 防災・減災課

主な修正項目

- (1) 令和3年度に全国で発生した災害を踏まえた修正
- (2) 国及び県の施策の進展等を踏まえた修正
- (3) 市の施策の進展等を踏まえた修正
- (4) 資料編の修正

(1) 令和3年度に全国で発生した災害を踏まえた修正

①盛土による災害の防止に向けた対応

○危険が確認された盛土に対する自治体による速やかな是正指導

②適切な避難行動の促進や避難情報の適切な発令

○学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進

○避難情報の発令に関する気象防災アドバイザー等による専門家の助言

(2) 国及び県の施策の進展等を踏まえた修正

① 気象情報に線状降水帯の予測情報を追加

② 避難所における食物アレルギーへ配慮した食糧の確保



(3) 市の施策の進展等を踏まえた修正

①治水対策の推進

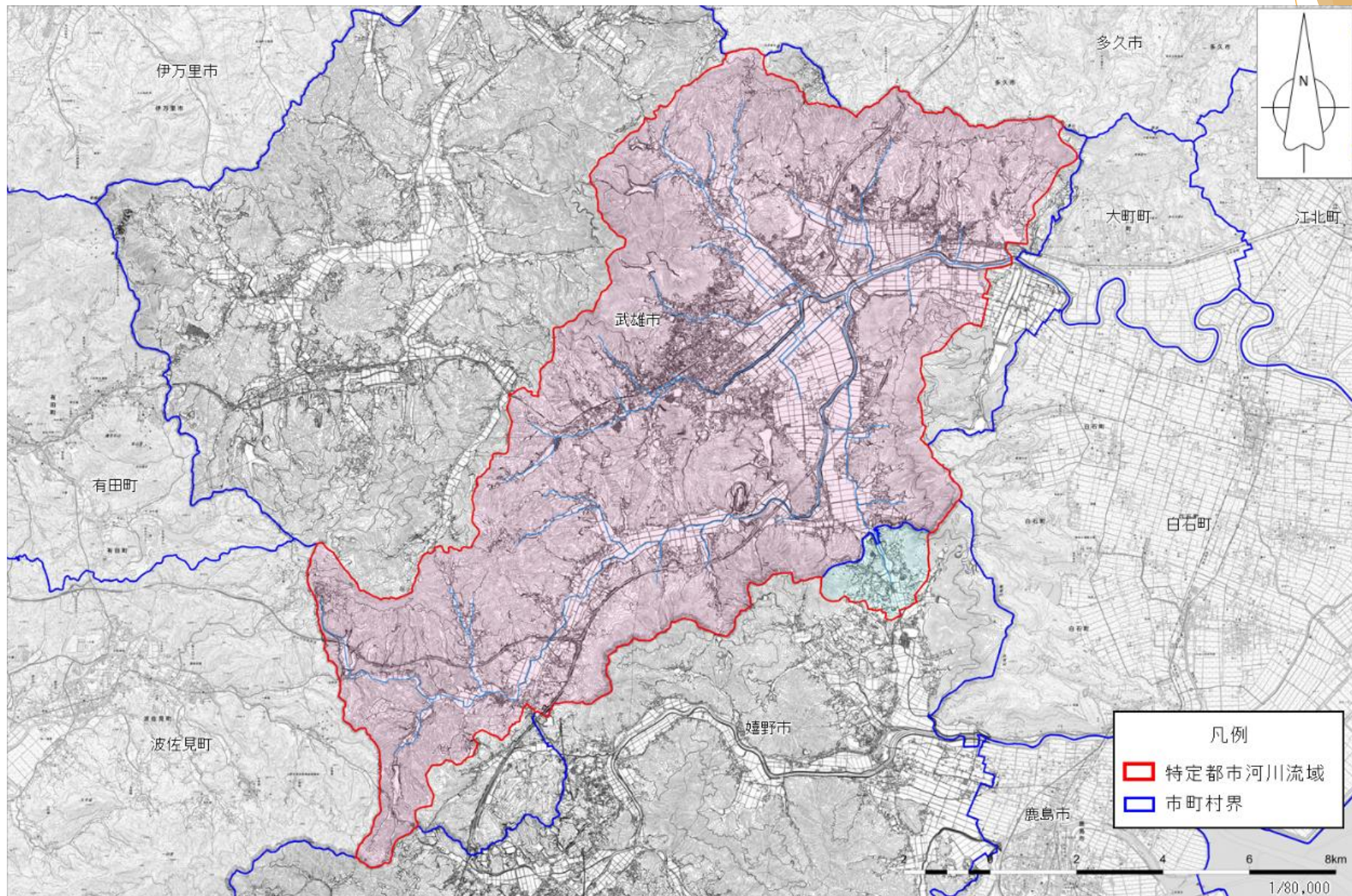
○流域全体での水災害対策の推進

→「国、県及び市では、六角川流域のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図り、流域全体での水災害対策に努める。

六角川流域については、特定都市河川流域であるため法的枠組みを活用した雨水流出の増加を抑制、流域の貯留・浸透機能の向上、水害リスクを踏まえた土地利用を進める。」

という文章を追加

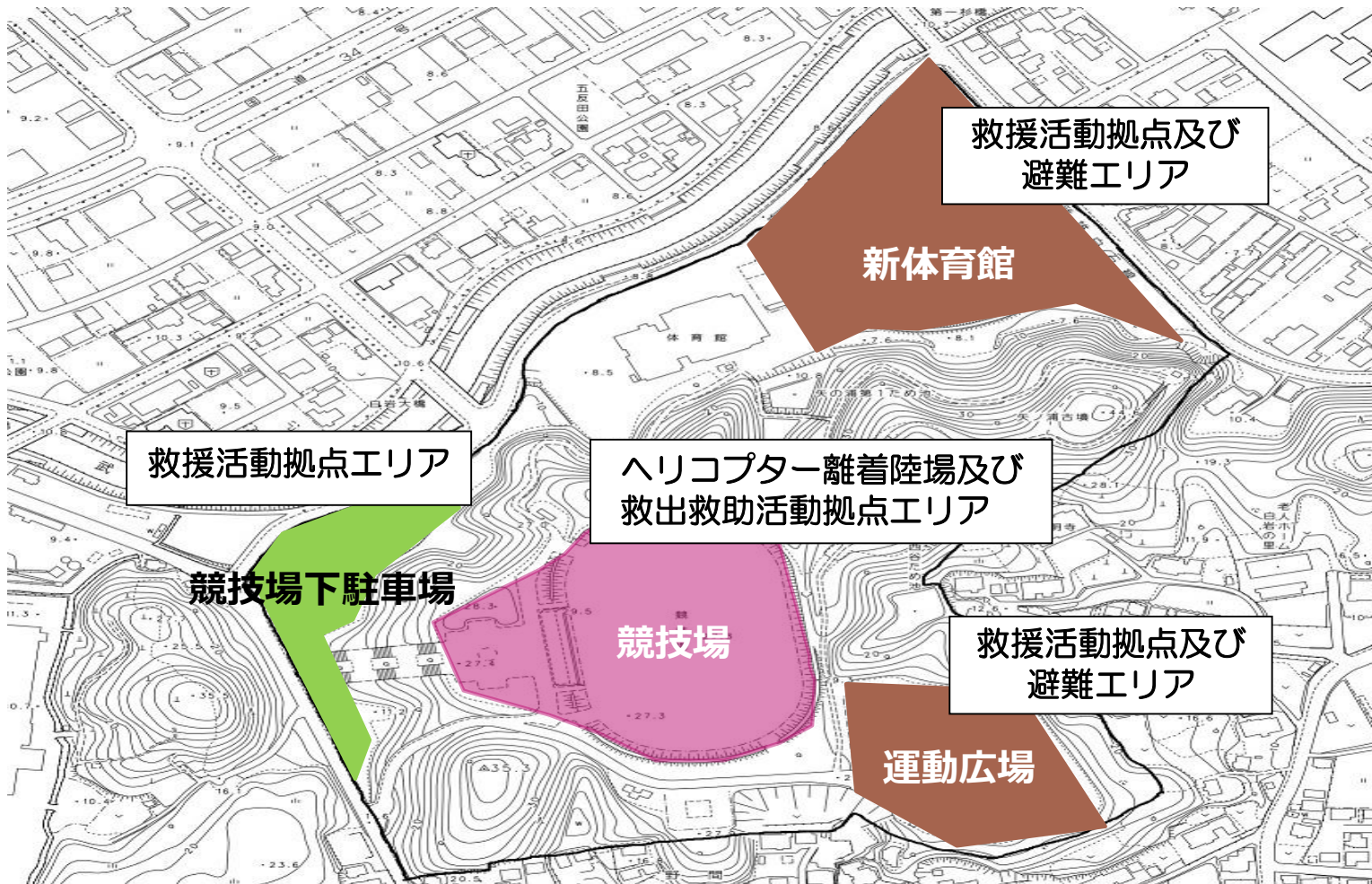
六角川特定都市河川指定流域



(3) 市の施策の進展等を踏まえた修正

②フェーズフリーの防災公園

【災害時土地利用イメージ】



(3) 市の施策の進展等を踏まえた修正

③被災者等の健康管理

○入浴支援体制の確立

- 災害時における入浴支援に関する協定

 - 市×一般財団法人武雄市観光協会

 - 市×武雄市社会福祉協議会

 - 支援対象者・・・住居等の被災により、自宅での入浴ができない方

- 災害時における要配慮者の入浴支援に関する協定

 - 市×福祉施設

 - 支援対象者・・・災害による住居等の被災により自宅での入浴ができず、大衆浴場での入浴が困難な者

 - 例：高齢者、障がい者、難病患者、乳幼児や妊産婦等

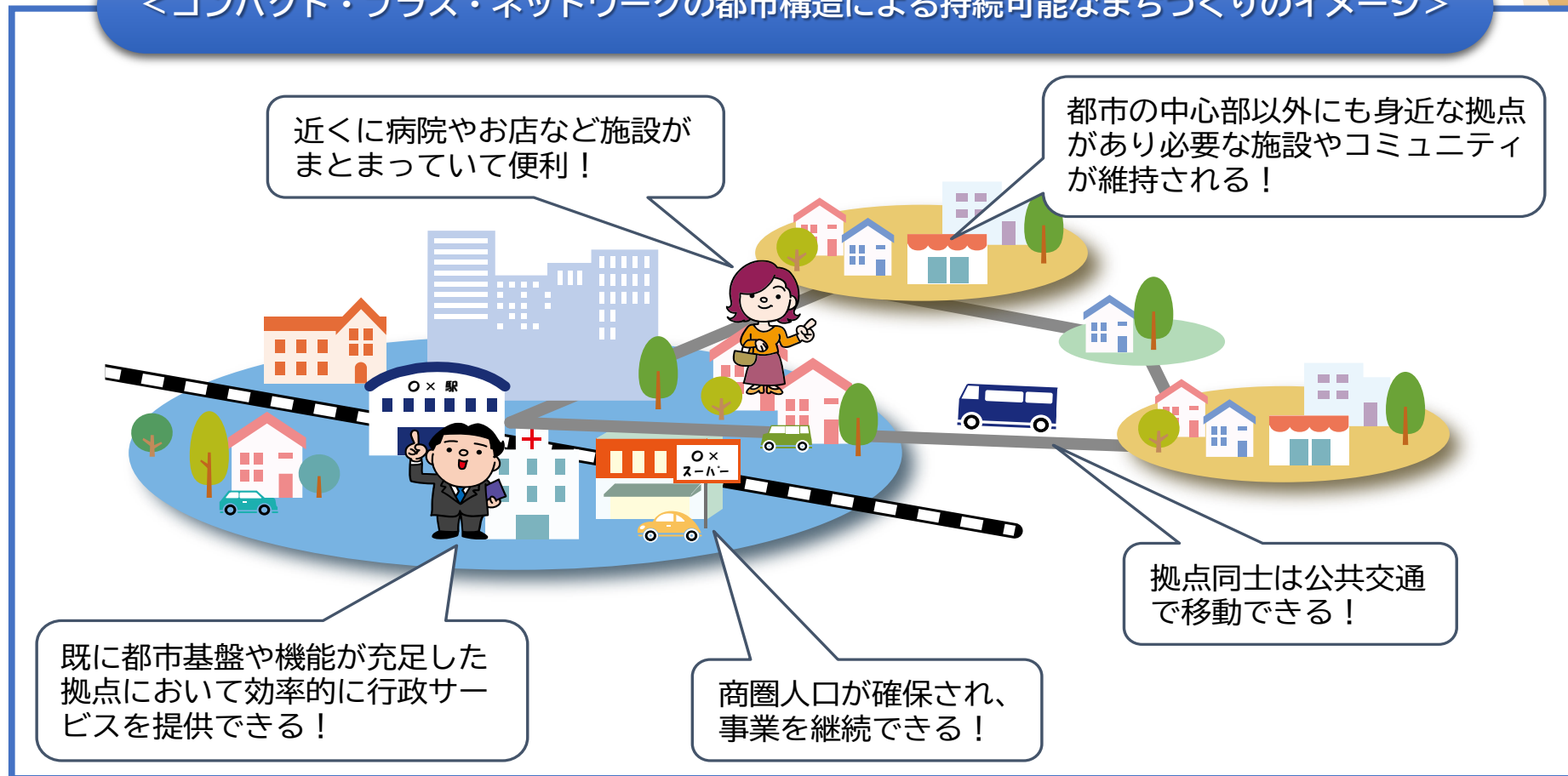


(3) 市の施策の進展等を踏まえた修正

④ 災害復旧・復興計画

○ 立地適正化計画の追記

<コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造による持続可能なまちづくりのイメージ>



(4) 資料編の修正

●新たな災害応援協定の追加

- 災害相互応援協定
(大阪府泉佐野市、静岡県掛川市)
- 災害時における指定緊急避難場所としての使用に関する協定
(株式会社 KASHIYAMA SAGA、社会福祉法人 ナイスランド北方
株式会社 武雄ゴルフ倶楽部)
- 災害時における入浴支援に関する協定
(一般社団法人 武雄市観光協会、社会福祉法人 社会福祉協議会)
- 災害時における要配慮者の入浴支援に関する協定
(医療法人 雄邦会、社会福祉法人 敬愛会、社会福祉法人 大谷
社会福祉法人 誠和福祉会、社会福祉法人 正和福祉会、特定非営利活動法人 ゆとり
社会福祉法人 ナイスランド北方、特定非営利活動法人 まんてん福祉の会
社会福祉法人 天童会、特定非営利活動法人 健生)